

## 住まいと健康 フォーラムニュース

発行者：住まいと健康フォーラム事務局 第72号

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学院 2016.4.3.

TEL 048-458-6249 FAX 048-458-6253

### 2015年『住まいと健康フォーラム』 総会及び全国フォーラム報告

2015年6月12日（金）に、住まいと健康フォーラムの総会及び全国フォーラムが国立保健医療科学院で開催されました。テーマは「高齢社会福祉施設の衛生管理」でした。当日は、環境衛生監視員・研究者らが約50名集まり議論を行いました。以下簡単に報告します。

#### ★総会

2014年度の事業報告及び会計報告、2015年度の事業計画及び予算の提案がなされ、拍手で承認されました。

#### ★全国フォーラム

まず、事務局である国立保健医療科学院 阪東美智子さんより、高齢社会福祉施設の現状と全国の保健所の取り組み状況について報告がありました。

「社会福祉施設とは生活保護法、老人福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法などの根拠法に基づく社会福祉関係の施設の総称ですが、高齢者を対象とする施設が施設数・定員数ともに8割以上を占めます。入所者は約145万人で総人口の1.1%、子どもの施設も含めて全体の平均年齢は77.6歳で、かなり高齢と言えます。

設置の許認可や、設備は以前省令で決められていましたが、地域分権改革一括法により、条例に委任されました。1人当たりの居室面積や定員、避難・消火設備の規定が定められていますが、室内環境や維持管理の規定は見当たりません。

日本の人口構成の推移を見れば、今後超高齢社会へ移行していきます。高齢者人口の推計では、2042年にはピークを迎え、65歳以上の高齢者数は4000万人ほどになり4人に1人が高齢者となります。また世帯的には、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加することも問題とされます。

地域包括ケアシステムでは、中央に住まいがあります。施設も一つの住まいですがここが医療や介護、生活支援の中心にあること、そして対物保健というか、住まいの保健性ということが重要だということを押さえておく必要があります。

高齢者施設と言っても多くの種類があります。種類によって施設の設備は色々ですが、受け入れ対象としてはほとんど変わりがありません。施設の数が足りないので混在して入っている状況です。全体の施設数は増えています。特にサービス付き高齢者向け住宅が増えています。

高齢者居住施設の課題を特定建築物と比較して5つのポイントをあげます。

- ・居住施設なので夜間を含め施設の滞在時間が長い。
- ・高齢者・障がい者等健常者に比べ免疫力や感応力の低いものが利用する。
- ・汚物管理やリネンのクリーニングなど事務所ビルと違う衛生管理が必要。
- ・環境衛生に関する専門知識や技術を持った人間がいない。
- ・保健所など第三者機関の監視・指導がない。

昨年、141 自治体に高齢者施設へ生活衛生部局が取り組みをしているか、アンケート調査を行い 132 の自治体から回答を得ました。

講習会を行っているのは 8%、マニュアル・ガイドラインの作成も 8%と少数でした。立入検査のほとんどがレジオネラ対策であり、それでも浴槽水の水質検査も 1/4 しか行っていませんでした。室内環境の検査はほぼ行われていませんでした。

高齢者施設からの感染症の相談については 32%が生活衛生部門で受けていましたが、生活衛生部局と高齢福祉担当部局が連携した事業を実施しているのは 1/4 位でした。レジオネラ対策以外のつながりは希薄であることが分かりました」

次に国立保健医療科学院 金 勲さんより、特別養護老人ホームにおける環境衛生管理の現状と課題について報告がありました。

「主に特別養護老人ホームの室内環境について報告します。平成 25 年に行ったアンケート調査ですが、施設概要、運用形態、空調設備、温度・湿度・換気の管理基準、におい、健康や感染症への配慮について聞いています。

全国の特別養護老人ホーム 6000 施設弱程度に発送し、767 の有効回答を得ました。回収率は 13%でした。

対象の属性として、平均延べ面積は 3000 m<sup>2</sup>を越えていて規模はかなり大きいです。鉄筋コンクリート造りが約 9 割でした。入所者数約 71 人、事務職を含む平均職員数 47 人、約 8 割を民設民営が占めます。平均要介護度は 4 で、かなり介護度の高い人が入っています。

冷暖房方式は、5 割以上は個別方式、いわゆるエアコンによるもので、中央式は減っています。個室化が進んでいることから、空調も個別化が進んでいるようです。暖房では、快適性の面から共用室を中心に床暖房が増えています。換気は 7 割以上が換気扇を使用しているとなっていました。

管理基準については、温度は 6 割以上で管理基準を設けているとなっています。しかし湿度については夏季では 3 割、冬季でも 4 割位しか設けられていません。換気基準も 4 割で、温度に比べると低い設定率でした。

換気の管理基準、「規則的に行う」との回答より、「気になったとき行う」という回答の方が多くなっています。基準を設けているところは 1 日 2 回以上換気しているところが多くなっています。地域的には、寒い地域は「規則的」より「気になった時に換気を行う」という回答が多くなっています。

においとしては、日常生活を送る空間における糞便臭や体臭が問題とされ、居室や廊下のおい気が問題とされます。においは不快とは思われながらも、施設の特性上、やむを得ず受け入れられている状況です。対策としては換気のほか、芳香剤・防臭剤やオゾン発生器などが使われています。併用されているところも多いです。

次に施設の温度、湿度、二酸化炭素の測定をした結果ですが、1 1 月は湿度、二酸化炭素の不適が少しありました。これが 1 月になると二酸化炭素の不適はなくなりますが、湿度はより厳しい結果になります。相対湿度が 20% 台の施設もあります。

冬季の場合、感染症対策から換気量を増やすと、どうしても室内の湿度は下がってしまいます。新しい施設ほど、換気量が大きいので、余計に加湿の必要性が高くなっています。

全体として、冬季の加湿不足の問題があり、空調・換気設備に対する知識不足、認識不足が見受けられます。保健衛生面の管理体制の整備、室内環境の管理者の教育、情報提供が望まれると思います」

続いて、川崎市健康福祉局健康安全部生活衛生課の永添 繭子さんと高津区役所保健福祉センター衛生課の片岡 雅美さんから、川崎市における高齢者福祉施設の環境衛生維持管理に対する取組みについて、報告がありました。報告に当たり、川崎市の作成した『高齢者福祉施設の環境衛生維持管理読本』が配布されました。

「川崎市の高齢者福祉施設に対し、環境衛生維持管理に対する取組みを行いましたので報告します。

川崎市は平成 22 年のデータでは、平均年齢 41.5 歳であり、65 歳以上の人口割合は 16.8%と非常に低い数字で、若い都市と言えます。しかし、将来を見ると、2040 年には高齢者率は 30%を超えると推計されています。

川崎市では、すべての地域住民を対象に地域包括ケアシステムを考えており、基本的な視点の一つに「住まいと住まい方」を挙げています。今回地域包括ケアシステムを考えるにあたり、レジオネラ対策や給食施設としての関わりに限られていた高齢者福祉施設について、生活環境部局が衛生的な環境の確保を支援する取組みを行うこととしました。具体的には、高齢者福祉施設は建築物衛生法に該当せず、専門の環境衛生管理を行う人間がいないことから、建築物衛生法を参考にし、環境衛生管理ができるようなマニュアル作りを行うことにしました。

特別養護老人ホームを対象にしましたが、まず現状把握ということで川崎市内の 50 施設を調査したところ、36 施設で延べ床面積 3000 m<sup>2</sup>を超える規模でした。この中で 5 施設を選び、調査を行いました。調査内容は衛生設備の管理状況、アンケート調査、環境測定を行いました。

管理状況としては、空調設備は中央式が 2 施設、個別方式が 3 施設でしたが、加湿器については、卓上型加湿器を使用しており、空調機の加湿器を使用している施設はありませんでした。飲料水設備については、水槽清掃や法定検査は行われていましたが、水質検査はほとんど行われていませんでした。

排水槽の清掃、清掃管理は行われていました。ネズミ・衛生害虫についてはゴキブリ対策を中心に行われていました。

入浴設備については浴槽水の交換はほぼ行われていましたが、残留塩素濃度の測定やレジオネラの検査は施設によって差がありました。

アンケートについては、温度の基準は設けられているが湿度の基準を設けているところは少ない結果でした。また冬季の湿度に注意しているという施設もありましたが、実際の湿度は維持できていないところもありました。

においが気になる時に換気を実施している施設が多く、24 時間換気システムを導入している施設、クリーンタイムを設け、窓開け換気を行っている施設もありました。

感染症対策としては、出入り口に消毒液を浸した足ふきマットや手指消毒剤を設置するところが多く、室内空気質の管理に重きを置いている施設は少ないようでした。感染者が出た場合は静養室等に隔離するとされていました。

環境測定の結果については、冬季の湿度が低く、冬季なので湿度を高くしなければいけないという思いと、実際の環境に乖離があるように思われました。

このような調査結果を踏まえ、川崎市では『高齢者福祉施設の環境衛生維持管理読本』を作成することにしました。まず、どのような読本にするかを検討しました。

施設の要望では、設備が古いとか指定管理者なので施設に精通していないため、機能や操作方法を知りたい、衛生管理の指針が欲しい、空調等の衛生管理をマネジメントしたい、などの要望があげられました。施設調査でこちらが気付いたこととしては

温湿度計を設置しているが、数値に対する関心は低い、空調管理が委託されているため施設関係者が設備や維持管理の知識がない、エアコンと全熱交換器の区別がついていないため、換気設備のスイッチが切られてしまっている、などがあがりました。

これらを踏まえ、誰もが読みやすいものとして、レイアウトを工夫し、簡潔な表現で、1項目1～2ページでまとめ、イラストや写真・コラムを挿入することとしました。わかりにくい設備の説明については、早わかりシートを挿入し、理解を進めてもらうこととしました。あとは維持管理範囲の明確化に留意しました。

読本の構成はまず、「どこ見る？ここ見る！早わかりシート」を、空気環境編と衛生設備編に分けて作成し最初に掲載しました。そのあと、1章：本書の使い方、2章：建築物の維持管理、3章：各論、4章：参考資料、5章：参考様式としました。

「どこ見る？ここ見る！早わかりシート」は、空気環境編では、機器の外観、機能、維持管理内容が一目で分かるように立面図内に図示しました。衛生設備編も項目が一目で分かるよう網羅しました。

3章の各論は、空気環境、飲料水、雑用水、排水、清掃、廃棄物、そ昆虫、化学物質、臭気、入浴設備、厨房、洗濯、理美容を取り上げました。臭気は一般の建築物ではあまり問題となりませんが、高齢者福祉施設では大きな問題であることが把握できましたので、項目として起こし、排泄物の適切な管理や換気によるおいの低減、脱臭機等の使用まで書き込みました。

今後の展望としてはフェーズ1で、読本への関心が施設の維持管理への関心につながっていき、フェーズ2で、現状把握から適切な維持管理を管理者が自分たちで行うことができ、フェーズ3で施設の自主的な取り組みを活性化することが高齢者の生活環境の向上に結びついていくこととしています。

今回の読本の作成には高齢者福祉施設の運営者、国立保健医療科学院生活環境研究部の皆様のご協力を得ました。深く感謝いたします」

この後、グループに分かれて、報告の内容について自分の自治体でどう取り組めるかを、意見交換し、全体会で確認してフォーラムを終了しました。

『高齢者福祉施設的环境衛生維持管理読本』は川崎市のホームページから見ることができます。ぜひご覧ください。

#### 事務局より

フォーラムニュースのバックナンバーは、「住まいと健康」ホームページに掲載しています。ホームページアドレスは下記の通りです。

<http://hwm3.wh.qit.ne.jp/go-sumai>

#### 事務局

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

国立保健医療科学院 阪東美智子

Tel. 048-458-6249 FAX 048-458-6253

事務局不在のときが多いので、ご連絡はFAXでお願いします。